

磐田市小規模修繕参加登録要領

(目的)

第1条 この要領は、内容が軽易かつ履行の確保が容易な修繕を希望する事業者を登録し、その活用を図ることにより、磐田市が発注する小規模な修繕（以下「修繕」という。）について、市内小規模事業者の受注機会を拡大することをもって、市内経済の活性化に資することを目的とする。

(登録申請)

第2条 修繕に参加登録を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、修繕に参加する者の登録（以下「修繕参加登録」という。）をしなければならない。

- (1) 修繕参加登録申請書（様式第1号）
- (2) 法人にあっては商業登記簿謄本、個人にあっては代表者の身分証明書
- (3) 市税の完納証明書
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(登録の審査)

第3条 市長は、前条に規定する登録申請があった場合、速やかに審査を行うものとする。

2 前項の審査の結果、登録を認める場合は修繕参加登録名簿（以下「名簿」という。）に登載する。

3 市長は、業者選定に際して名簿登録者に修繕の参加機会を与えるように努めるものとする。

(登録の有効期間)

第4条 修繕参加登録の有効期間は、定期受付年（西暦偶数年）の4月から2年間とする。ただし、前段の期間内における追加受付の場合は、その受付日から定期受付の有効期間の満了日とする。

(資格審査)

第5条 修繕参加登録にかかる資格審査は、法令の定めによる許可等を要するものを除き、許可の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目を審査しないものとする。

(登録の除外)

第6条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、修繕参加登録をすることができない。

- (1) 磐田市内に主たる事業所又は住所を置かない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 建設工事の入札参加資格者名簿に登録されている者
- (4) 登録しようとする月から前2年間の営業の事実がない者
- (5) 市税を完納していない者
- (6) その他市長が適当でないと認める者

(対象となる修繕)

第7条 修繕の対象は、見積り金額が50万円以下で内容が軽易かつ履行の確保が容易であると認められるものとする。

(変更等の届出)

第8条 修繕参加登録申請書の提出後に、申請内容に変更又は事業を廃止した者については、小規模修繕参加登録変更・廃止届(様式第3号)を速やかに市長に届出なければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月27日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。(平成25年1月7日公布)

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

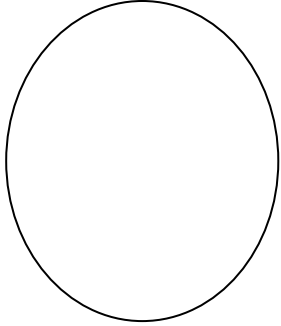
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

業者番号	
------	--

小規模修繕参加登録申請書

磐田市長 様

年 月 日

住所又は所在地	〒 磐田市	印 
ふりがな		
商号又は名称		
ふりがな		
代表者職・氏名		
電話番号		
FAX番号		

「印」は、見積書及び契約書で使用する「代表者の印鑑」を押印願います。

貴市が発注する小規模修繕について、次により登録を申請します。

1. 事業所の概要

資本金		千円
従業員数		名
技術者数		名
営業年数		年

個人で営業されている方は、「資本金」欄への記載は不要です。

2. 登録希望業種

番号	業種	コード	内 容

上記表に収まらない場合は、別紙「小規模修繕業種分類表」に記載し添付願います。

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

磐田市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

私は、下記の事項について誓約します。
なお、必要な場合には、警察等関係機関に照会することについて承諾します。

記

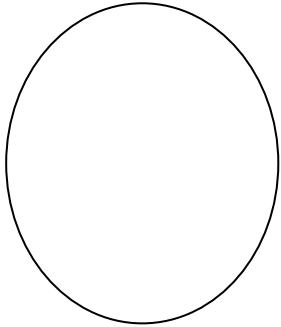
1. 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当するものではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - (4) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (5) 暴力団員によりその事業活動を実質的に関与を受けている者
 - (6) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (9) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
2. 1(1)から(9)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の相手方にしません。
3. 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
4. 自己又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為等を受けた場合は、磐田市長に報告し、警察に通報します。
5. 上記1から4までに反する場合の本契約の解除等、市が行う一切の措置について異議の申立て、また、本契約解除によって生じた損害の賠償請求も行いません。

小規模修繕参加登録変更・廃止届

磐田市長 様

年 月 日

小規模修繕参加登録について、 変更 ・ 廃止届 を提出します。

住所又は所在地 変更)	〒 磐田市	印 
ふりがな		
商号又は名称		
ふりがな		
代表者職・氏名		
電話番号		
FAX番号		

変更事項

番号	変更前	変更後	変更年月日
1			
2			
3			